

第2次計画策定の趣旨

射水市子ども条例制定後10年以上経過した今もなお、全国的に見ても児童虐待等、子どもが犠牲となる事件が社会問題として後を絶たない状況にある。条例に基づき、社会全体で子どもをはぐくんでいく気運を高め、子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を、第1次計画を基礎として、引き続き、総合的かつ計画的に推進するため、第2次計画を策定する。

計画の期間

2019年度から2024年度までの6年間

社会情勢等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、より効率的、効果的に計画を推進するため、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の改定時(2019年度中に改定)において、射水市の子育て支援に係る3つの計画(「射水市子ども・子育て支援事業計画」「射水市子どもの未来応援計画～射水市子どもの貧困対策推進計画～」「射水市子どもに関する施策推進計画」)の一本化を図る。

基本理念：子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現

重点的な視点

- 1 子どもは、かけがえのない一人の人間である
- 2 大人それぞれが役割を担い、連携する

<p>課題1 子どもの権利に対する理解が必要</p>	<p>基本目標1 子どもの権利に関する意識を高めます</p>	<p>施策の方向1 子どもの権利の啓発の推進 (1) 広報、啓発活動の実施 (2) 育ち・学びの施設関係者等に対する学習の提供</p>
<p>課題2 子どもの成長を支える環境づくりが必要</p>	<p>基本目標2 かけがえのない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます</p>	<p>施策の方向1 家庭における子どもの養育支援の推進 (1) 子どもの成長に応じた家庭教育の支援 (2) 親等が交流できる機会の提供 (3) 特に援助を必要とする家庭への支援 施策の方向2 育ち・学びの施設における子どもの成長を支える環境づくりの推進 (1) 子どもの心の養護と教育の充実、いじめの防止 (2) 子どもの主体的な学習や活動に対する支援 (3) 特に支援を必要とする子どもへの養護と教育の支援 施策の方向3 地域における子どもの成長を支える環境づくりの推進 (1) 地域の人材を活用した子どもの活動の支援 (2) 子どもの居場所や活動の充実 (3) 安心して子育てができるための事業者への啓発</p>
<p>課題3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制づくりが必要</p>	<p>基本目標3 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます</p>	<p>施策の方向1 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制の充実 (1) 安心して相談できる体制の整備 (2) 児童虐待に対する相談と救済の推進 (3) 相談機関同士のネットワークづくり (4) 子どもが安心できる居場所の提供</p>

計画の推進体制

- 1 福祉、教育、保健等の庁内関係課等と連携
- 2 射水市子ども施策推進委員会等において評価、点検
- 3 社会情勢の変化等を捉え、よりよい施策の在り方について、適宜、調査、研究等を実施

現行計画策定後の子どもの権利に係る動向等

<国際的な動き>

・「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の締約国数が196カ国となる。(2017年10月現在)

<国内の動き>

・2016年に「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布
児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を有すること等の明確化

<富山県の動き>
・2009年に「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」の公布
・2015年に「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」策定

など

射水市における子どもの権利に係る状況の把握

アンケート調査の実施

- ・射水市内の全小学校(15校)の5年生及びその保護者に対して、アンケート調査表を各々885件配付
- ・射水市内の全中学校(6校)の2年生及びその保護者に対して、アンケート調査表を各々870件配付

過去(2010年以降)から毎年実施してきたアンケート調査結果の推移等の集計・分析

関連各課との連携の下、子どもの権利に係る具体的な施策の取組状況についてヒアリングを実施